

## こどもがセンター（旧こども食堂ぎふネットワーク） バナー広告掲載 規約

（趣旨）

第1条 この要綱は、こどもがセンター（「NPO法人こども食堂ぎふネットワーク」は「一般社団法人こどもがセンター」に変更）が、インターネット上に公開しているWebサイトへのバナー広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 こどもがセンターのWebサイトに掲載するバナー広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）こどもがセンターのWebサイトの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- （3）法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- （4）公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- （5）政治活動、宗教活動、選挙、意見広告又は個人宣伝に係るもの。
- （6）その他、広告の内容が適当でないと観光協会が認めるもの。

（広告掲載の位置）

第3条 広告の掲載はこどもがセンターWebサイトのトップページとし、その位置はこどもがセンター が指定する。

（広告掲載期間）

第4条 バナー広告を掲載する期間は、こどもがセンターが指定する期間とする。なお、が特に認めた場合は、更新して掲載することも可能とする。

2 バナー広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として契約完了月の翌月 1 日とする。

3 バナー広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 バナー広告掲載期間中、こどもがセンター の都合でWebサイトを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、広告掲載費を返還する。ただし、閉鎖日数が5日未満の場合は、掲載費の返還は行わない。

（広告掲載の申込及び決定）

第5条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を、こどもがセンターに提出しなければならない。

2 こどもがセンターは、前項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、バナー広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。また広告の申込が当該広告掲載件数を越えた場合には、選考を行う。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）はこどもがセンターの指定する方法により広告バナーを作成し、こどもがセンターが指定した期日までに提出するものとする。その作成経費は広告主の負担とする。

（広告の掲載料）

第6条 バナー広告の掲載料は1枠につき、年額20,000円とする。

2 広告主がこどもがセンターにバナー広告を作成委託した場合には、こどもがセンターに別途バナー広告制作委託料を支払わなければならない。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主はこどもがセンターの指定する期日までに、前条に定める広告料を一括して前納するものとする。

（広告の規格）

第8条 広告の規格は、次のとおりとする。

- （1）画面表示（大きさ）は、左右240ピクセルで、上下70ピクセルとする。
- （2）データ容量は、30KB以内とする。
- （3）データの保存形式（種類）は、JPGまたはPNG形式とし、GIF、GIFアニメやFLASHは不可とする。

（広告掲載料の返還）

第9条 広告掲載料及び広告制作委託料は、返還しない。ただし、こどもがセンターの都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

（広告掲載の取りやめ申請）

第10条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、バナー広告掲載取消申出書をこどもがセンターに提出しなければならない。

（広告掲載の取消）

第11条 こどもがセンターは、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告を取り消すことができる。

- （1）広告主のWebサイトが、閉鎖されたとき。
- （2）広告主のWebサイトの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態にいたっていると判断したとき。
- （3）その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。
- （4）当該広告を掲載することで、こどもがセンターWebサイトの公共性を害するおそれが生じたとき。
- （5）広告掲載料を所定期日までに支払われなかったとき。
- （6）広告主から広告掲載取消の申し出があったとき。

（損害賠償請求）

第12条 前条各号に該当する事由により子どもがセンターが被害を被った場合は、子どもがセンターは広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は子どもがセンターが別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。